

旭川市雨水流出抑制に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市化の進展により雨水が地中に浸透しづらくなる状況において、浸水被害から市民の生命と財産を保全するため、公共施設及び大規模民間施設について、適切な雨水処理による環境の改善及び雨水流出抑制施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、降雨による水害の防止、軽減を図り、もって安全な都市環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 国、道、市、その他公共団体が所管する施設をいう。
- (2) 大規模民間施設
3,000平方メートル以上の敷地を有する民間施設をいう。
- (3) 雨水流出抑制 雨水を地中に浸透させ、又は一時的に貯留することによって、公共下水道又は雨水排水施設（旭川市長が所管するものに限る。）に流出する雨水量を減少させることをいう。
- (4) 雨水流出抑制施設 次のいずれかに該当する施設をいう。
 - ア 雨水浸透施設
 - イ 雨水貯留施設
 - ウ 前2号の施設を組み合わせた施設
 - エ その他市長が雨水流出抑制に効果があると認める施設

(流出抑制量及び技術的事項)

第3条 雨水流出抑制に関する流出抑制量及び技術的事項は、別に定める「旭川市雨水流出抑制技術指針」（以下「技術指針」という。）のほか、次に掲げる手引き等を参酌して決定するものとする。

- ア 雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案） 国土交通省
- イ 防災調整池等技術指針（案） （社）日本河川協会
- ウ プラスチック製雨水地下貯留浸透施設技術マニュアル （財）下水道新技術推進機構
- エ 雨水浸透施設技術指針（案） （社）雨水貯留浸透技術協会

(対象施設)

第4条 この要綱は、市街化区域内に公共施設及び大規模民間施設を設置する場合、又は市街化調整区域に公共施設及び大規模民間施設を設置し、雨水排水の流末が市街化区域内の排水施設に接続する場合において、申請時の土地利用計画により算出される雨水流出係数が、技術指針で規定する雨水流出係数を超えるものに適用する。ただし、

都市計画法に規定する開発許可を要する場合、又は下水道法に規定する行為の制限等の許可を要する場合を除く。

(雨水流出抑制施設計画書の提出)

第5条 前条に規定する施設を設置しようとする者は、緑地などの雨水が浸透しやすい土地の確保又は雨水流出抑制施設の設置について、あらかじめ市長と協議を行うものとする。

2 前項の協議により、雨水流出抑制施設を設置しようとする者は、当該工事に着手する前に雨水流出抑制施設計画書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

3 前項の雨水流出抑制施設計画書の内容に変更が生じた場合には、事前に市長と協議を行うものとする。

4 前条の対象施設に該当しない場合でも、雨水流出抑制施設を設置する者は雨水流出抑制施設計画書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

(完了報告)

第6条 雨水流出抑制施設の設置者は、当該施設の設置が完了したときは、速やかに雨水流出抑制施設完了報告書（別記様式第2号）その他必要な書類を市長に提出するものとする。

2 前項の雨水流出抑制施設完了報告書により雨水流出抑制施設設置完了施設の完了が判別できない場合には、現地において雨水流出抑制施設の設置者立会のもと確認を行う。

(維持管理)

第7条 雨水流出抑制施設の設置者は、当該施設の機能を保全するため適切に維持管理するよう努めるものとする。

2 雨水流出抑制施設の設置者は、当該施設の安全保持及び周辺環境への配慮について適切な措置を講ずるものとする。

(地位の承継)

第8条 雨水流出抑制施設の設置者が当該施設を他者に引き継ぐ場合は、当該施設の設置者は、当該施設を引き継ぐ者に当該施設の維持管理を行う地位を継承するものとする。

(情報提供及び助言)

第9条 市長は、第1条に掲げる目的を達成するために、対象施設の設置者に対して、適切に雨水流出抑制施設の設置等が行われるように、雨水流出抑制に関する情報提供及び技術的助言を行うものとする。

(広報)

第10条 この要綱に基づき雨水流出抑制施設の設置を完了した場合、市は設置者の了承を得た上、ホームページで施設の設置及び導入に取り組んだ施設等名称等の情報を公表できるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

2 この要綱の規定は、施行日以後、新たに設計に着手する対象施設に対して適用する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年12月11日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。